

# 法教育

法教育

センターニュース

No. 8

2010年5月21日  
第8号

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

## 巻頭言

平成21年度 横浜弁護士会  
副会長 小沢 靖志



平成21年度に法教育委員会を担当する副会長を務めたことから、法教育委員会の活動を垣間見ることができました。

法教育委員会の活動は多岐にわたりますが、そのなかでも、中学生や高校生を弁護士会館に招いて、模擬裁判や模擬接見、評議・ディスカッションを行うスプリングスクール・サマースクールは年度中に3回も見学する機会に恵まれました。

スプリングスクールやサマースクールでは、生徒さんらに寄り添って法的思考の手助けをする法教育委員会委員の情熱と、生徒さんらのキラキラと輝く好奇心いっぱい多くの瞳に圧倒されました。生徒さんらは、私から見ていわゆる優等生タイプ・真面目タイプだけでなく、スポーツ系部活バリバリタイプや文学作品を携える文科系タイプなど、多彩な参加があり、法教育がごく一部の生徒さんのものではない、かなり広く浸透したものであることを感じました。

さて、今から約30年前、私が中学・高校生だったころ、法教育の「ほ」の字もありませんでした…。少なくとも私の周辺・友人関係の間では、そうでした。部活動

に明け暮れ、授業の理解さえおぼつかないのですから、法教育の「ほ」の字などあろうはずもありません。弁護士や法律家について漠然とした憧れは持っていたものの、具体的なイメージはなく、さらに進んで、法や法的思考など全く触れたこともありませんでした。

それでも自分なりに志を持って弁護士という職業に就き、日々、社会と関わりを持って生きています。

それでは、私と異なり、法教育に接して、「公正」とは何か、「人権」や「責任」とは何かを考え、模擬裁判で「弁論」「論告」を述べ、「判決」を宣告した経験を持つ、彼ら中学・高校生は30年後、社会の中核を担っていくころ、どんな社会を形成し、どのような社会と関わり合っているのでしょうか。今よりもより「公正」が実現されている社会であって欲しい、今よりもより「人権」が尊重される社会であって欲しいと思います。

私は、弁護士として相続・交通事故・損害賠償請求など人の死に関する仕事に多く関わっています。すると、人はいつ死ぬかわからない、ある日、突然死ぬかもしれないという気持ちになります。だから、普段、私は、人はそれほど長生きはできないものだから、日々、悔いのないように過ごそうと心掛けています。

しかし、法教育委員会の活動や、生徒さんらの瞳を見て、人生観が変わりました。法教育に当たり前のように身近に接した彼ら中学・高校生が形成する30年後の社会を見てみたい。30年後、75歳まで長生きしてみたい。

そう思わせてくれた法教育委員会、そして生徒さんらに感謝します。

# Spring 2010 法教育 スプリングスクール

## ～モデル授業&模擬裁判～

法教育委員会では、平成22年3月27日、中学生を対象にスプリングスクールを開催しました。

本年度は、県内各地の中学生19名及び県内の教員13名が参加しました。春休み中の開催であるにも関わらず、多くの生徒や教員が集まり、刑事裁判や法教育に対する関心が高まっていると感じました。

当日のスケジュールは、午前中に法教育モデル授業として「法とルールの授業」を行い、午後には模擬裁判を行うというものでした。

午前中の「法とルールの授業」は、厚木市立東名中学校の教諭である中平一義先生に講師としてお越しいただき、当委員会の村松謙弁護士とともに、2時限の授業を行う形式で実施しました。1時限目には「法について知る」ことを目標に、「学校の廊下は走ってはいけない」などのルールがあった場合を例として、法やルールの役割・機能を学びました。また、2時限目には「法について考える」ことを目標に、購入した自転車に欠陥があった場合を例として、メーカーと消費者それぞれの立場に立った言い分を考え、解決方法について検討しました。

法とルールの違いや、これらの根底にある「個人の尊重」という考え方を、生徒たちがわずか2時限の授業の中で理解するのは大変かと思われましたが、生徒たちは活発に発言し、理解を深めていました。また、授業形式であったため、生徒たちが飽きてしまうのではないかと心配でしたが、実際には2時限があつという間だったという声が多く聞かれ、生徒たちも大変楽しんでいました。このような効果が得られたのは、生徒たちを3クラスに分け、授業の前にクラスごとに自己紹介を行うほか、中平先生のアイデアで簡単なゲーム（絵でしりとりをしていくゲーム）を行ったため、知らない学校の生徒同士でもすぐに仲良くなれたことが大きいと思えます。

また、新たな試みとして、クラスごとに担任の先生として弁護士を配置したのもよかったと考えています。中平先生の分かりやすい語り口で授業は進み、



午前中は笑いの絶えないにぎやかな雰囲気で行うことができました。

次に午後の模擬裁判では、午前中のクラスごとに裁判官・検察官・弁護人のチームに分かれ、各役割を台本に沿って演じてもらいました。廷吏を配置し、被告人や証人役を弁護士が演じたこともあり、刑事裁判の法廷の雰囲気そのままに、午前中の明るい雰囲気とは一転したリアルな裁判劇が繰り広げられました。中学生という年代に配慮して、多めにふりがなを振った台本を準備したり、前方スクリーンにパワーポイントで作成したレジュメ（手続の流れや要点を写真付きで解説したもの）を流すなどの工夫をしました。それでも生徒たちには難しかったようで、事前解説等にもう少し時間を取り、刑事裁判手続についての平易な説明をする必要があったと感じました。

また今回は、法教育の「モデル授業」としての位置付けから、県内の教員の先生方にも広く見学を募った結果、多くの先生方にお越しいただきました。教員の先生方も、3クラスに分け、各クラスの担任の弁護士とともに討論をしてもらいました。ただ見学をしてもらうだけでなく、実際に生徒と同じ目線で授業に参加したり、午後の模擬裁判の評議に参加してもらうことで、法教育の実践の場へフィードバックする機会を設けられたということからも、さらに実りあるイベントとなったと思います。

終わった後の生徒たちの感想でも「楽しかった」「最初は不安だったけど時間が経つにつれ緊張がほぐれた」などの意見が多く聞かれたので、まずは大成功だったといえるでしょう。モデル授業、担任制などの初の試みがなされたスプリングスクールでしたが、今後もさまざまな試みをしながら、参加者に満足してもらえるようなイベントを目指したいと思います。

(法教育委員会委員 上平 加奈子)

# 生徒の声



模擬裁判では、人の人生に関わることを決めるので、責任の重さに驚き、そして人それぞれ色々な考え方をもっていることに改めて気付かされました。今回参加したことで、物ごとを多角的に見つめる視野が少し養われたような気がします。(中3, 女子)

最初、知らない人ばかりで大丈夫かなあ、と不安だったけどみんないい人で話しやすかった。それにふだん発言がすごい苦手だけども、いっぱい発言できたから良かった。学校でも発言できるように頑張りたい。(中2, 女子)



部活動や廊下を走らないを例にした授業は、授業で実際にやってみようと思いました。(学校教員)

今回初めて出会った人と議論するのはとても新鮮で楽しかったです。先生の説明も一方的ではなくてよかったと思います。(中3, 女子)



ちがう学校の子と話したり先生たちの考えた判決を聞いたり…、判決は2つに分かれたけれど、まわりの方がこっちだからこっちというのはその被告人の人生を大きく左右するということで責任重大だと思った。(中2, 女子)



いつもの模擬裁判劇に加え、午前中の「法とルールの授業」が加わりより本格的な法教育のプログラムに進化したと思いました。(学校教員)

## 日本の裁判員制度を考えよう

### 横浜市立城郷中で法教育の授業

平成21年10月19日と20日の両日、横浜市立城郷中学校で実施された法教育の授業に、当委員会の委員5名が参加しました。対象生徒は、第3学年の全7クラスでした。城郷中学校では、以前、平成18年9月にも、ルール作りの法教育授業を実施したことがあります。

今回の授業は、裁判員制度をテーマとするものでした。授業の趣旨は、「日本の裁判の特徴や仕組みを理解させるとともに、国民の司法参加の意義を捉えさせる」というものです。同授業を担当された瀬戸山佑介教諭、遠山松雄教諭とは、8月頃から、弁護士会の会議室において、一緒に授業案の検討を重ねてきました。

今回実施された授業は3時限分を使い、弁護士は3時限目の授業のみ参加しました。1時限目は、教室内で起きた給食費の盗難事件を題材として、生徒に2つのシナリオ劇（多数決で犯人を決めるシナリオ、通常の裁判で有罪無罪を決めるシナリオ）を演じてもらいました。2時限目は、1時限目で演じ

た2つのシナリオ劇の違いを生徒が検討するとともに、資料を活用して、裁判員制度の基礎知識を学習しました。3時限目は、1, 2時限目の授業を踏まえて、日本で裁判員制度が導入された理由や制度についての賛否を検討し、最後に弁護士が解説と講評を加えて、質疑に応じました。

今回の授業の構成を検討するにあたって、弁護士として考えたのは、「裁判員制度が多数決の原理を基礎とする民主主義的契機を含んでいること」「本来多数決の原則に反しても少数者の基本的人権を守るべき役割をもつ司法権に、なぜそのような契機を持ち込まなければならなかったのか」ということでした。実際に授業を実施しながら、「まだ立ち上がったばかりの裁判員制度を、これからの子ども達はどうのように担っていくのだろうか」とも考えました。これからも、現場の教員の先生方とともに、弁護士としての視点を加えた新しい授業づくりに取り組んでいきたいと思っています。

(法教育委員会委員 宮下 京介)

**第4回** 教室から学ぶ法教育  
子どもと育む法的思考



**著者** 教師と弁護士で作る法教育研究会

**出版社** 現代人文社

**発行** 2010年3月

本書は、学校で起こる身近な出来事を通して、教師や子どもたちが法の意義・必要性を理解し、法的なものの考え方を学ぶことを企図して執筆されたものです。9つの事例とその法的解説で構成されており、教師と弁護士が共同して執筆にあたり、横浜弁護士会法教育委員会からも4名の委員が執筆者として名を連ねています。

子ども同士のゲームの売買、掃除当番の決め方、学級会の進め方などの事例をもとに、約束と契約、責任の公平な配分、多数決と少数者の意見の尊重などの法的な考え方や

見方を学べるように解説がされています。教師や子どもにもなじみのある事例が多く取り上げられているため、とっつきやすく、また法的なものを見方や考え方を実感しやすいものとなっていると思われます。法的解説についても、細かい知識の説明ではなく、基本的な考え方やその活用の仕方が身につけられるよう工夫されています。

「『法教育』という言葉聞いたことはあるけれど、具体的なイメージが湧かない」といった教師の方々の、「最近流行りの法教育って司法試験の勉強とどこが違うの?」と思っている法曹関係者が、法教育を理解するための導入書として、また、子どもをもつ保護者にも読んでいただきたい一冊です。  
(法教育委員会委員 糸井 淳一)

**「広報部会から一言」**

今回のブックレビューは、「教室から学ぶ法教育」の著者の一人である糸井淳一委員にお願いしました。ブックレビューのなかでも触れられているとおり、当横浜弁護士会法教育委員会の委員から糸井委員の他、冬木健太郎委員、村松謙委員、村松剛委員の3人の委員も執筆に加わっており、当委員会の誇る精鋭の委員による本です。とてもお勧めの一冊です!!



横浜弁護士会

**法教育センターのご案内**

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●● こんなことを頼めます... ●●●●

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通り9 横浜弁護士会内  
横浜弁護士会法教育センター  
TEL045-211-7707 FAX045-212-2888  
受付時間 月～金 午前10時～12時 午後1時～4時

**横浜弁護士会のホームページに  
法教育センターのページができました!**

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

皆様、横浜弁護士会ホームページ  
(<http://www.yokoben.or.jp>) にアクセス!



法教育委員会は、4月の改選で、新しい委員も増え、また委員でなくても協力してくれる先生が多く、非常に活発です。控えめで少人数(精鋭)の広報部会は、今期も皆さんの様々な活動を記事にできるのを楽しみにしています。  
(服部 知之)



60期 弁護士 小林 俊介

**裁判傍聴体験記**

人質問からの傍聴でしたが、社会的に注目を集めた事件だったこともあり、生徒達はみんな真剣に傍聴し、傍聴後の意見交換会では活発な意見や感想が出されました。

今回、横須賀学院の生徒を裁判傍聴に引率しました。  
当日は、被告

生徒達は、「被告人の供述が曖昧だった」、「質問の中に、質問の意図がよく分からないものがあつた」等の感想を持っていましたが、弁護人や検察官の質問の意図をくみ取り、自分なりにそれぞれの心証を形成していたようであり、大変有意義な裁判傍聴だったと思います。  
私も初めての引率でしたが、裁判傍聴が初めてという生徒達と率直な意見交換ができ、非常に良い経験となりました。



江塚 正二 (デスク)

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 青木 康郎 | 田丸 明子 | 河野 隆行 |
| 服部 知之 | 村上 貴久 | 押田 美緒 |